

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
労働力調査の充実	ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。
これまでの統計委員会の意見	<p>&lt;諮問第101号の答申&gt;（平成29年3月21日答申）今後の課題</p> <p>(1) 「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う情報共有・提供の実施</p> <p>今回の「従業上の地位」に係る選択肢の変更（「常雇の人」「臨時雇の人」等の区分から具体の雇用契約期間ごとの区分に変更）に伴い、当該変更前後の調査結果に差異が生じることが想定される。</p> <p>このため、総務省は、円滑な調査実施を図る観点から、都道府県と更に情報共有を行うとともに、統計利用者の利便性等を図る観点から、調査結果の時系列比較に当たり留意すべき変更前後の差異について、ウェブサイト等において丁寧かつ分かりやすく説明することが必要である。</p> <p>(2) 未活用労働に関する各指標に係る情報提供の実施</p> <p>ILO決議に準拠した未活用労働に関する各指標については、我が国における未活用労働の実態を示し、国際比較可能性の向上とともに、雇用政策等の検討や学術研究などにも資する有用なデータを提供するものである。このため、その利活用に当たっては、各指標を作成する趣旨や、これらの指標に係る諸外国における状況について、統計利用者に正確に理解されることが重要である。</p> <p>このようなことから、総務省は、統計利用者の利便性等を図る観点から、未活用労働に関する各指標の公表に当たって、国際比較の観点に十分留意しつつ、諸外国の状況と比較・分析した資料を作成の上、ウェブサイト等において情報提供を行うことが必要である。</p>
各種研究会等での指摘	<p>総務省統計局では、平成28年度に有識者、関係省及び地方公共団体を構成員とする「雇用失業統計研究会」を開催し、ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しへの対応について検討を行った。</p> <p>この研究会においても、未活用労働に関する各指標を公表するに当たっては、諸外国の状況を収集した上で、解説資料を作成・提供するなどの必要性が議論されており、平成29年度についても、引き続き必要な検討を行うこととしている。</p>

<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p>総務省統計局では、労働力調査の変更を申請し、平成29年3月29日に総務大臣の承認を受けた。この変更後の調査は平成30年1月から実施する。</p> <p>また、答申における課題への対応として、次の取組を実施することとしている。</p> <p>(1) 「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う情報共有・提供の実施</p> <p>5月に全国の都道府県の事務担当者を参集した研修会を開催し、調査事項の変更に伴う調査票などの変更点や統計調査員への指導内容を詳細に説明した。今後も引き続き、都道府県との情報共有を行い、円滑な調査の実施を図っていく。</p> <p>また、平成30年1月以降の調査結果から変更前後の差異について検証した上で、時系列比較に当たり留意すべきポイントなどについて、分かりやすい資料を作成して説明する。</p> <p>(2) 未活用労働に関する各指標に係る情報提供の実施</p> <p>未活用労働に関する各指標について、最初の公表は、平成30年5月の予定である。</p> <p>この公表に当たっては、引き続き、「雇用失業統計研究会」における議論を踏まえ、国際比較の観点に十分留意し、諸外国の状況と比較・分析した統計利用者に分かりやすい解説資料を作成するなどの適切な情報提供を行う。</p>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</b></p>	<p>○ 現行基本計画に掲げられている、ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しへの対応について、国際基準に可能な限り対応した新たな指標を作成する変更計画案が平成29年3月に承認されており、平成30年1月以降の調査から対応されることとなるので実施済みと評価できるのではないか。</p> <p>○ 一方で、平成29年の統計委員会の答申における「今後の課題」については、平成30年1月以降の調査の検証状況を踏まえつつ、情報提供に向けた取組を推進する必要があるのではないか。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 総務省は、「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴い、調査結果の時系列比較に当たり留意すべき変更前後の差異等に関する情報について、平成30年度からウェブサイト等において提供の充実を図る。</p> <p>○ 総務省は、未活用労働に関する各指標に関する情報について、国際比較の観点にも十分留意しつつ、諸外国の状況と比較・分析した情報と合わせ、平成30年度からウェブサイト等において提供する。</p>
<p><b>備考(留意点等)</b></p>	

# 労働力調査の概要

## 調査の目的

国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

## 調査の概要

### 調査の沿革

➤ 昭和21年9月に試験的に開始し、22年7月から本格的に実施（毎月）

### 調査期日

➤ 毎月末日（12月は26日）現在  
 ※ 就業状態については毎月の末日に終わる1週間（12月は20日から26日までの1週間）

### 調査範囲及び報告者数

➤ 基礎調査票：全国の世帯及び世帯員  
**約4万世帯（約11万人）**  
 （母集団：約5,000万世帯、約1億3,000万人）

➤ 特定調査票：全国の世帯及び15歳以上の世帯員  
**約1万世帯（約2万5,000人）**  
 （母集団：約5,000万世帯、約1億1,000万人）

※ 調査対象世帯は、基礎調査票を毎回（1年目（連続する2か月）、2年目（1年目と同一の連続する2か月）の計4か月）記入するが、特定調査票は2年目の2か月目のみ記入する。

### 調査系統

➤ 総務省－都道府県－統計調査員－報告者

### 調査方法

➤ 調査員が世帯ごとに調査票を配布し、世帯は調査票を調査員へ提出

### 調査事項

- 基礎調査票  
 就業状態、所属の事業所の事業の種類等、仕事の種類、従業上の地位、雇用形態、就業時間及び就業日数、求職状況 など
- 特定調査票  
 非正規の雇用者が現職の雇用形態についている理由、仕事からの年間収入、仕事につけない理由、求職活動の期間、就業希望の有無 など

### 結果公表

- 基本集計（基礎調査票から集計する結果）
 

月次	調査月の翌月
四半期平均	各四半期最終調査月の翌月
年平均	12月分速報結果公表日
年度平均	3月分速報結果公表日
- 詳細集計（主に特定調査票から集計する結果）
 

四半期平均	各四半期最終調査月の翌々月
年平均	10～12月期平均速報結果公表日